

【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件名：川崎市公共建築物特定天井対応方針について

日時：令和元年 11 月 12 日（火） 11：42～11：44

場所：第3庁舎 18階 大会議室

●付議理由

本市の一部の公共施設の特定天井は、現行の法令基準に合わない既存不適格になっていることから、方針を策定することにより、今後計画的な対策を推進するため。

●付議概要

公共建築物の特定天井対策について、本年5月にまちづくり委員会へ所管事務報告をした対策の考え方に沿って、対象施設の優先順位付け等を行い、次のとおり対応方針を策定する。

1 基本的な考え方

- ・天井脱落による被害の軽減を図るため、「川崎市地震防災戦略」等の対象期間を踏まえ、公共建築物の特定天井対策を計画的に推進する。

2 対象施設及び目標年次

- ・特定天井に該当し、対策を要する施設として25施設（30室）がある。
- ・「川崎市地域防災計画『震災対策編』」における、地震防災上重要となる公共建築物の位置づけを踏まえて、対象施設を①地震防災上重要となる施設、②上記以外の市民利用施設、③都市インフラを支える施設に分類する。
- ・令和7年度までに全ての対象施設の事業着手を目指す。

3 事業計画

計画的に特定天井対策を推進していくために、次のとおり事業計画を定める。

- ・事業の推進については2期に分け、当初3年間（令和2～4年度）に事業着手することを目標とする施設を第1群とし、それ以降（令和5～7年度）を第2群とする。
- ・第1群は、災害時に市または区の災害対策本部が設置される市区庁舎と撤去のみで迅速に対応が可能なスポーツ施設等を基本とする。
- ・脱落危険度要素、市民サービスの確保、長寿命化対策工事等との連携、改修の難易度等を考慮のうえ、優先順位に反映させる。

●結論

報告内容について確認。